

相模原市公契約条例に係る契約書について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。)の対象工事請負契約や対象業務委託契約等の契約書には、同条例第8条各号に掲げる事項を定めるため、下記の契約条項を加えます。

なお、各業務の契約書については、案件ごとに内容を御確認いただくこととなります。

(台帳)

第A条 受注者は、相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を作成しなければならない。

2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(対象労働者への周知)

第B条 受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第6条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)に周知しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲
- (2) 公契約条例第6条に規定する労働報酬下限額
- (3) 公契約条例第9条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 公契約条例第9条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

(対象労働者からの申出に対する対応)

第C条 受注者は、対象労働者から公契約条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬の支払い)

第D条 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(労働者の継続雇用)

第E条 受注者は、当該契約の業務が継続性を有するものである場合においては、この契約の締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

(立入調査等)

第F条 受注者は、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第G条 受注者は、公契約条例第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第A条から第D条まで又は第F条に定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(公表)

第H条 発注者は、第A条から第D条まで又は第F条若しくは第G条に規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第8条第9号に定める事項を公表することができる。

(発注者の解除権の特則)

第I条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- (2) 受注者が、第G条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

「契約の保証」についての条項を記入する。